

食事サービス契約書

株式会社ミライエ（以下、「甲」という。）と利用者_____（以下、「乙」という。）は、食事サービスについて、以下の通り契約を締結する。

第1条（契約期間）

本契約の期間は、令和___年___月___日から、令和___年___月___日（2年間）までとし、それ以降の契約更新については、双方の異議がなければ自動的に更新されるものとする。

第2条（食事サービスの提供、利用料金等）

- 1、 甲は乙に対し、食事サービスを提供し、乙は甲に対し、月額 45,600 円（税別）のサービス利用料を本条第6項に定める方法により支払うものとする。月31日又は30日未満の場合は、内訳により月額利用料金を増減する。内訳は、朝食 380 円（税別）、おやつ込み昼食 580 円（税別）、夕食 560 円（税別）とする。
- 2、 軽減税率（8%）の対象となる飲食料品の提供は、上記の「朝食・昼食・おやつ・夕食」のサービス利用料とする。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とする。
- 3、 甲は、乙の意思、乙の担当医師の指示、又は乙の契約する介護業者の指示に従い、所定の特別食を提供するものとする。なお、甲が特別食を提供する場合には、乙は甲に対し、前項のサービス利用料に加えて、以下のサービス利用料を支払うものとする。
 - ① 一口サイズ、刻み食、ミキサー食については常食扱いとする。
また、糖尿病食・減塩食についても常食扱いとする。
 - ② 腎臓病食については、1回の食事につき100円（税別）とする。
 - ③ 上記①乃至②以外の特別食については、甲及び乙の協議により決するものとする。
- 4、 以下に定める事情がある場合、甲は、第1項のサービス利用料を減額し、又は受領したサービス利用料から所定の額を乙に返金するものとする。なお、本条項の金額の算定に当たって、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てするものとする。
 - ① 乙の入居によりサービス利用日数が1ヶ月に満たない場合、甲は、利用した食数に基づき、サービス利用料を算定することとし、その金額を乙に対し請求するものとする。
 - ② 乙の退去によりサービス利用日数が1ヶ月に満たない場合、甲は、利用した食数に基づき、サービス利用料を算定することとし、その金額と第1項のサービス利用料の差額を乙に返金するものとする。
 - ③ 乙が食事提供を受ける日の7日前18時までにはキャンセルまたは変更を通知した場合は、甲は乙に対し、欠食代金相当額を返金するものとする。
 - ④ 乙が入院により甲の食事サービスを受けることができなくなった場合には、前号の規定にかかわらず、甲は乙に対し、入院日を起算日として、その3日後以降のサービス利用料（利用した食数に基づき算定されるサービス利用料）を返金するものとする。
 - ⑤ 乙の死亡により甲の食事サービスを受けることができなくなった場合には、③号の規定にかかわらず、甲は乙に対し、死亡翌日分以降のサービス利用料（利用した食数に基づき算定されるサービス利用料）を返金するものとする。
- 5、 本条第1項乃至第3項の規定にかかわらず、本契約期間中に、経済状況の変化、物価の変動等

によりサービス利用料が不相当となった場合には、甲乙間の協議により、サービス利用料を増減することができるものとする。

- 6、 サービス利用料の支払方法に関し、乙が振込を希望する場合には、乙は、前項のサービス利用料を甲の指定する下記銀行口座への振込送金により、毎月 25 日までに翌月分を支払うものとし、乙が引落を希望する場合には、乙は、毎月 25 日までに翌月分を支払うものとする。但し、振込又は引落に要する手数料は乙の負担とし、振込日又は引落日が金融機関の定休日の場合、乙は、その翌営業日に振込又は引落により支払うものとする。

記

振込先口座	銀行名	支店名
	種別	
	口座番号	
	口座名義	株式会社ミライエ カ) ミライエ

第 3 条 (甲の契約解除・解約)

甲は、以下の事由がある場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 乙が正当な理由なく、サービス利用料の支払いを 2 ヶ月分以上滞納したとき
- ② 乙の言動・態度等が、他の利用者に重大な影響を及ぼし、甲において十分な改善を尽くしても何ら成果が見込めない場合

第 4 条 (乙の契約解除・解約)

乙は契約期間内に本契約を解除する場合には、1 ヶ月以上の予告期間をもって甲に通知するものとし、その通知された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。但し、乙は予告に代え 1 ヶ月分の利用料金相当額を支払って即時に解約出来るものとする。

第 5 条 (事故発生時の対応及び損害賠償)

- 1、 甲は乙に対する食事サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに乙の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
- 2、 前項の事故が甲の故意または過失による場合は、甲は速やかに乙の損害を賠償するものとする。
- 3、 当該事故発生につき、乙に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

第 6 条 (秘密の保持)

甲及び甲の従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得た乙、乙の家族、連帯保証人及び身元引受人の秘密を保持するものとする。また契約終了後も同様とする。

第 7 条 (疑義等の決定)

この契約の定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、誠意を持って解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

記

- 1 所在地 東京都東村山市恩田町1-59-2
- 2 建物名 グリーンドーム東村山
- 3 室名 ____階____号室

令和 年 月 日

乙 住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

身元引受人 住 所

氏 名

印

電話番号

甲 住 所 東京都国立市東1丁目15番12号8階

氏 名 株式会社ミライエ

代表取締役 保倉 隆

印

電話番号 042-505-9304